

財務 VOL.47

平成25年度税制改正でこう変わります！

先日、平成25年税制改正の大綱が発表されました。今号では、数多くある改正点の中から、特に先生方に影響のある項目に絞ってご紹介致します。

【所得税】(平成27年分以降)

現行の税率構造に加え、「課税所得4,000万円超は45%」の税率が設けられることになりました。税率表は下図の通りとなります。

課税総所得金額		税率
超	以下	
	195万円	5%
195万円	330万円	10%
330万円	695万円	20%
695万円	900万円	23%
900万円	1,800万円	33%
1,800万円	4,000万円	40%
4,000万円		45%

【相続税】(平成27年1月1日以降の相続、遺贈より)

基礎控除が引き下げられ、且つ、税率が引き上げられますので、**相続税に対しては厳しい改正となります。**

現 行		
基礎控除	5,000万円+1,000万円×法定相続人の数	
法定相続人に応じた各人の取得金額		税率
2億円超	3億円以下	40%
3億円超		50%

※ 改正部分のみ抜粋

改 正 案		
基礎控除	3,000万円+600万円×法定相続人の数	
法定相続人に応じた各人の取得金額		税率
2億円超	3億円以下	45%
3億円超	6億円以下	50%
6億円超		55%

※ 改正部分のみ抜粋

なお、**死亡保険金**に対しては一定の金額には相続税がかからない非課税措置がとられていますが、それについては見直しが行われず、継続されます。

非課税限度額=500万円×法定相続人の数

【贈与税】(平成27年1月1日以降の贈与より)

「基礎控除後の課税価格」が1,000万円超の税率ラインが一律50%だった税率が、1,500万円以下で45%、3,000万円以下で50%、3,000万円超で55%の3段階に細分化された上、最高税率が引き上げられましたが、一方で新たに、「**直系尊属から贈与を受ける場合で受贈者が20歳以上**」の場合、別の税率構造が適用されることになりました。従来と同じ税率で贈与できる金額が拡大しているため、この部分は**納税者有利の改正**となっております。

また、**30歳未満の個人の教育資金に充てるために、その直系尊属が金銭等を抛出し、金融機関に信託等をした場合には、抛出金銭等の額のうち、受贈者1人につき1,500万円(学校等に支払われる金銭の場合で、それ以外は500万円)まで贈与税が“非課税”となります**ので、例えば、お孫様に対するの医学部の学費の援助などは贈与税を気にすることなく支援できるようになります。

【雇用促進税制】(平成23年4月1日～平成26年3月31日までに開始する事業年度)

以前、非常に優遇された制度としてご紹介致しました“雇用促進税制”ですが、**税額控除限度額が増加雇用者数1人あたり20万円から40万円に引き上げられます。**(“雇用促進税制”の詳細は、『財務VOL.29：非常に優遇された「雇用促進税制」のご紹介』をご覧ください)

【所得拡大促進税制】(平成25年4月1日～平成28年3月31日までに開始する事業年度)

下記を満たす場合に、**給与等の支給増加額の10%の税額控除(法人税額の20%が限度)ができる制度です。**

1. 給与等支給額が基準事業年度の給与等支給額と比較して5%以上増加していること
2. 給与等支給額が前事業年度の給与等支給額を下回らないこと
3. 平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額を下回らないこと

※ ただし上記【雇用促進税制】との**選択適用**

【交際費の損金算入】

法人における交際費の損金算入限度額が、**上限600万円から800万円に引き上げられるとともに、限度額までの10%損金不算入措置が廃止されます。**つまり年間800万円までは全額経費(損金)になるということです。

※ 大綱に期限の記載はありませんが、経済産業省の資料によると今のところ1年間(平成25年度末)とされています。